令和８年度水質検査計画



１　基本方針
２　水道事業の概要
３　水源の状況並びに原水・浄水の水質状況
４　採水場所
５　水質検査項目及び検査頻度
６　水質検査方法
７　臨時の水質検査
８　水質検査計画及び検査結果の公表
９　水質検査の精度と信頼性の保証について
１０　関係者との連携について

福岡県柳川市上下水道課

１、基本方針

柳川市上下水道課は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにいたします。

なお、原水（地下水）においては水質管理目標設定項目である農薬、また、クリプトスポリジウム指標菌等の必要と判断した項目についても検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第１５条第７項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、項目、採水の場所、検査回数及びその理由を記載します。

水道法第２０条第３項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要家に対して公表します。

２、柳川市水道事業の概要

柳川市の水道事業は、久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団からの浄水を柳川市矢加部の矢加部配水場で受水し、自己水源である地下水の一部を配水池で混合し塩素消毒を行なって配水ポンプにより配水している矢加部配水場系と、自己水源である地下水を塩素消毒し配水している磯鳥水源地系、並びに企業団の浄水を大和町六合の六合配水場で受水し、追加塩素消毒し配水ポンプで大和町地区へ配水している六合配水場系の３系統で市内に給水しています。

給水状況（令和６年度）

給水人口	５９，１００人
給水戸数	２５，６５１戸
普及率	９６．７％
計画一日最大給水量	３２，２００m3

（１） 給水区域

柳川市全域

（２） 水源の名称及び種別

・福岡県南広域水道企業団からの浄水受水　　24,200m3/日

・自己水源（地下水）

磯鳥１号井（深井戸）	1,300m3/日
高島３号井（深井戸）	1,850m3/日
高島４号井（深井戸）	1,850m3/日
村矢加部１号井（深井戸）	1,500m3/日
村矢加部２号井（深井戸）	1,500m3/日
計	8,000m3/日
受水と自己水源（地下水）の合計	32,200m3/日

・ その他予備水源

磯鳥２号井（深井戸）　※現在使用していない。

（３） 配水場の名称及び浄水方法

・矢加部配水場　　次亜塩素消毒

・六合配水場　　次亜塩素消毒

・磯鳥水源地　　次亜塩素消毒

３、水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は、福岡県南広域水道企業団からの浄水受水と、自己水源である地下水の２系統があります。

（１） 矢加部配水場系

福岡県南広域水道企業団からの浄水受水、及び自己水源である村矢加部１号井、村矢加部２号井からの地下水を導水管によって矢加部配水場の配水池へ入れ、そこで企業団からの浄水と混合され、塩素消毒を行なって配水ポンプにより配水しています。

企業団からの浄水は企業団の水質検査体制により水質基準値を満足しています。しかし、供給点までに水質が変化するおそれがある項目については、水質基準値よりも厳しい企業団独自の管理基準を定め、管理を行なっています。

また、原水である地下水の村矢加部１号井、村矢加部２号井については過去の水質検査結果は、おおむね良好であり安全で良質な水といえます。

なお、地下水は冬季の海苔養殖に伴う配水量増大時期に主に取水しています。

（２） 磯鳥水源地系

地下水である、磯鳥１号井、高島３号井、高島４号井を水源とし、磯鳥水源地内の着水井にポンプにより汲み上げた地下水を着水させ、それを塩素消毒して配水ポンプにより配水しています。

原水の水質はおおむね良好な状態であり、塩素消毒後の浄水については水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水といえます。

（３） 六合配水場系

福岡県南広域水道企業団からの浄水を受水し、塩素消毒を行い配水ポンプにより主に大和町区域に配水しています。

４、採水場所

（１）浄水（給水栓水）　８箇所

採水場所は、各配水場の給水栓と、各配水系統の末端となる場所の給水栓を選定しています。

① 矢加部配水場	柳川市矢加部５７７－２
② 磯鳥水源地	柳川市三橋町磯鳥２７３
③ むつごろうランド	柳川市橋本町３８９
④ 大沢集会所	柳川市七ツ家１１３２
⑤ 新村構造改善センター	柳川市三橋町新村２７２－２
⑥ 立花いこいの森	柳川市三橋町中山５４７－１
⑦ 六合配水場	柳川市大和町六合３２４
⑧ ボートレーサー養成所	柳川市大和町大坪５４－１

（２）原水　５箇所

⑨ 磯鳥１号井（深井戸）	柳川市三橋町磯鳥２７１
⑩ 高島３号井（深井戸）	柳川市高島８１－５
⑪ 高島４号井（深井戸）	柳川市高島８１－５
⑫ 村矢加部１号井（深井戸）	柳川市矢加部３０５－１
⑬ 村矢加部２号井（深井戸）	柳川市矢加部３９９－１

※ なお、企業団からの原水（浄水受水）の検査結果は、毎月１回報告を受けます。

（３）水道法に定められている毎日検査を行う箇所（給水栓水）８箇所

浄水（給水栓水）の検査を行う①から⑧までの８箇所で行います。

※毎日検査は残留塩素、色、濁りの検査を実施し記録します。

５、水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目については水道法の定めにより行います。また、安全で良質な水道水を供給するため、各項目の検査頻度の設定理由に基づき検査頻度を定め実施いたします。

また、原水（地下水）は水質基準項目（消毒関係項目を除く）について年２回行うとともにクリプトスポリジウム指標菌については年４回行います。

６、水質検査方法

水質検査は「共同水質検査に関する協定書」に基づき委託により実施し、水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

水質検査の委託先

福岡県久留米市荒木町白口５５番地

福岡県南広域水道企業団　水質センター

毎日検査の測定については、自己検査により実施いたします。

７、臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

・原水の水質が著しく悪化したとき。

・水源に異常があったとき。

・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

・浄水過程に異常があったとき。

・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

・その他特に必要があると認められるとき。

８、水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年よりよい計画書を作成いたします。

公表の方法は、市のホームページ、上下水道課での閲覧等で行います。

また、検査結果につきましても、毎年公表いたします。

９、水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、検査委託先である福岡県南広域水道企業団水質センターが行う精度管理の内容及びその結果について、報告を受け確認することとしています。なお、企業団では「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン(平成２４年９月６日健水発０９０６第２号)」に基づき各検査の標準作業手順書が適切であることの確認をしており、また水質検査の体制と技術が一定水準以上であることを証明するため「水道 GLP」の認定を取得しています。

※「水道 GLP」とは、(社) 日本水道協会による水道水質検査に関する信頼性保証の認定制度です。GLP は「Good　Laboratory　Practice」の略称で、「優良試験所規範」の意味です。

１０、関係者との連携について

水道水の安全性を確保していくため、福岡県南広域水道企業団水質センターと連絡体制を構築し、連携を図ります。